

平成29年度事業計画

【展望と重点事業】

28年度からの「空き家・所有者不明土地問題」や「法定相続情報証明制度」(仮称)の新設問題は依然継続すると思われますので、29年度においても、相続登記の促進を全面に出した事業計画を組み立てていきますが、司法書士へのアクセス改善及び拡充を図るといふ手法は変えず、効果的な広報活動を行い、支部や関係機関の協力も得ながら、相続登記の受託増加に繋がる事業執行をしていきます。

相続という誰でも一度は経験する市民の悩みを身近で良き相談相手となり、我々司法書士が、正に「身近なくらしの法律家」として信頼関係を築くことが重要であり、そうした市民とのコミュニケーションの中から我々の更なる職務内容を知っていただける機会を築いていくことこそが、司法書士の認知度を高めることにも繋がっていくものと考えます。

空き家対策事業では、既に県の協議会から地方事務所単位の地域連絡会へ、更には、各市町村へと事業が移りつつありますので、支部及び地元の会員の皆さんがプロボノ活動としての協力をしていただくことで、市町村との信頼関係を築いていただければ、自ずと業務依頼へと繋がってくるものと確信します。

本会では、空き家対策問題と相続登記の促進のためのプロジェクトチームを設置して、県下各地の情報収集をすると同時に、参考事例等の情報提供、更には、特定空き家の相談窓口の設置及び市町村対応への協力をしていきます。

また、ここ数年は規則31条業務に力を注ぐ傾向にありましたが、その重要性は認識しつつ、原点に戻り、司法書士法第3条業務を見直し、確かな業務を行うよう会員に周知徹底を図ることこそが今求められているのではないかと思います。

特に、大別しますと登記手続きと裁判事務手続きについての業務に重点を置き事業執行をする必要があると考えています。

登記手続きでは、前記した相続を始めとする不動産登記はもとより、商業・法人登記を推進する必要があります。不動産登記では、立会等長年先輩方が実務で築き上げてきたノウハウに磨きをかけ、司法書士だからこそできる分野を確立すべきですし、オンライン申請の対応も万全でなければなりません。商業・法人登記の推進を図るには、会社・法人等との接点を増やすことが重要ですので、他士業や関係機関との連携が深められるような体制作りをしていきたいと思えます。

次に、司法書士が、「法律家」を標榜する以上、公益活動は必要不可欠ですし、プロボノ活動を通じて市民から評価され信頼が形成されるといっても過言ではありませんので、これまでどおりの各種無料相談事業を始め、消費者問題や権利擁護活動等市民生活に密接な関係がある社会問題に対し、業務とは別の視点から、本会組織を変更し、積極的に対策事業を推進していきます。

また、災害は起こらないことに越したことはありませんが、28年も熊本地震があり甚大な被害を受けていますので、災害協定を締結しただけではなく、いざという時のための相談業務体制を連絡会の他士業の皆さん及び28年度新たに協定を締結した法務局と連携を取りながら確立していきたいと考えています。

さて、本会内部においては、29年度も本会会員の執務指導と資質の向上を図るために研修の充実を図ります。

会員に12単位という最低の能力担保の義務を課してから2年が経過しましたが、支部研修の充実により、支部研修で単位取得が可能になったこともあり、本会の集合研修の参加人数が激減していますので、研修会の在り方も再検討する必要があります。大事なことは、12単位の取得というのは、言わば本会が対外的に果たす義務のようなものであり、真の能力担保を裏付けるものではないということです。そのため、会員の皆さんには単位取得だけが目的にならないよう再認識を促すとともに、真の資質の向上を目指してもらえよう本会も工夫する必要があると考えています。

例えば、新人の育成のためということを重視してきた支部派遣講師についても、内容によってはベテラン会員や外部講師をお願いする等、更なる研修会の質の向上を目指すことも検討しなければならないと考えています。

最後に、本会の組織及び執行体制についてですが、28年度に事務局と本会の役割分担のための作業項目を抽出したのから検討した結果、29年度では、総務部に事務局担当の理事を新たに増員し、事務局と本会との橋渡しの役割を所管し、経理事務や本会の事業執行予定及び予算執行状況を確認し、役員に周知させる役割の部署とします。

また、現在広報委員会を総務部の所管にしていますが、今後更に広報を総合的企画のもとで活用を図る必要があるということになれば、広報部としての独立も考えられますので検討をしたいと思います。

次に、業務部では、理事は、登記と裁判担当に絞り、従来の社会問題対策事業については、所管を相談事業部に移して担当理事を置き、将来的には社会事業部（仮称）等の独立の部にするかどうかの検討も行います。

更に、調停センターについては、調停を実施することを目的として活動が決まっていますので、センター運営をするために総合的な見地から事業を捉える必要があることから、独立性をより鮮明にするために、本会役員でないセンター長を選任して運営をしていきたいと思えます。本会とは常に情報交換ができる体制にし、年数回常任理事会等に出席して意見交換を行うことで連携を取ります。

以上のとおり、組織改革をするには会則変更等も伴い認可も要することから、29年度では、現行会則の範囲内で、会則変更も視野に入れながら準備していきます。

無論従来どおり、本会だけでは、会員への伝達が十分ではありませんので、引き続き支部の協力を得ながら事業執行をしていきます。

なお、効率的な運営を図るための一つとして、29年度から、長年の懸案であった会員宛て通知の電子化を行います。

以上を踏まえ、本会では、次の事業に重点をおき事業を展開してまいります。

《重点事業》

- 1 相続登記の促進
- 2 法定相続情報証明制度への対応
- 3 空家等対策事業への協力
- 4 商業及び法人登記の推進並びに関係機関との連携
- 5 裁判業務（簡裁代理業務含む）の推進
- 6 公益活動の推進
- 7 関係機関との災害時における相談業務体制の確立
- 8 会員の執務の適正化及び資質の向上を図るための研修の充実
- 9 本会及び事務局の組織並びに執行体制の基盤整備